

若干名ヲ置ク

第三條

理事及副理事各部員互選ニ依リ各部員常務委員  
中月會長指名ニ依ルニシテ

第四條

本組合四條ニ定ムル各部員以前務スルコトヲ得  
常務委員ノ委員約七名ニ付キ一名前合以テ委員之ヲ互選  
ス 但シ二級各部ノ單位ニシテ

第五條

理事會ハ會長副會長及各部理事以テ組織ス主トシテ部  
會ノ決定事及本委員會ニ提案スル案件ヲ審議シ及本委員會  
決議ヲ執行スルニシテ

第六條

部會其部理事及委員以テ組織シ其部職責ヲ履行スル  
ニシテ

第七條

本委員會本組合最高決議機關ニシテ本組合豫算及諸問題  
ヲ決議スルニシテ 但シ採決公多數決トシ同數ノ場合議長之ヲ決ス

第九條

委員會ニ正副議長常置キ委員之ヲ互選ス  
本委員會ハ會長之ヲ招集シ毎月一回開催スルニシテ  
此ノ場合會長必キ之ヲ三日以前決議ヲ附シテ通知スル要ス  
臨時委員會ハ左場合終テ招集スルコトヲ得  
一 會長ノ要ト認メタルトキ  
二 委員三名以上ノ要ト求アリタルトキ  
三 會計監査必要ト認メタルトキ

第十條

本組合ニ功勞アリタルモノハ委員會承認ヲ得テ名譽役員トシ  
スコトヲ得

第三 雜則

第十一條

本組合ニ功勞アリタルモノハ委員會承認ヲ得テ名譽役員トシ  
スコトヲ得

第十二條

本組合員ニシテ本會名譽ヲ毀損スル者ハ本組合ハ其名譽ニ及スル  
行為アリタルモノハ委員會承認ヲ得テ會長之ヲ除名スルコトヲ得  
本組合ニ支拂未済ノ會長副會長及各部理事以テ

第十三條